

知的財産戦略について

大学等発知的財産権の積極的活用と
知的財産関連人材の戦略的育成・確保を目指して

平成17年5月31日
総合科学技術会議

はじめに	2
1．大学等における知的財産権の積極的活用	7
（1）研究における特許発明の使用を円滑化する	7
（2）大学等と企業との橋渡し機能を拡充強化する	8
（3）大学知的財産本部・TLOの業務運用を柔軟化する	9
（4）共有特許の不実施補償等契約の柔軟性を確保する	10
（5）紛争処理対応の体制整備を支援する	11
（6）特許情報等へのアクセス機能を強化する	11
（7）研究者等の業務重複に伴う負担を軽減する	12
（8）共同研究における学生等の位置付けを明確化する	12
（9）大学の技術移転等産学連携活動への インセンティブを高める	13
2．「大学発ベンチャー」における知的財産権の円滑な活用	14
（1）利益相反の判断基準を明確化する	14
（2）ライセンス対価としての株式取得容認を周知する	15
（3）ベンチャー起業に関する教育を支援する	16
（4）ベンチャー支援制度を整備する	16
（5）特許制度の改善を図る	16
（6）遺伝子治療・再生医療の特許制度を整備する	17
3．地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用	18
（1）地域の特色ある知的財産の創造及び活用を支援する	18
（2）コンテンツを活用した知的財産の 創造及び活用を支援する	19
（3）新たに生じた知的財産の適切な 保護のあり方を検討する	20
（4）大学と地方公共団体との連携を強化する	20
（5）大学等や地域で生まれた シーズに係わる知的財産権を強化する	20
（6）地域の公設試験研究機関を積極的に活用する	20
（7）知的財産を活用して地域を超えた 産学連携を推進する	21
4．知的財産関連人材の戦略的育成・確保	23
（1）体系的な知的財産人材育成総合戦略を推進する	24
（2）高度かつ学際的な知的財産専門人材を養成する	24
（3）実践的な実務家を確保・育成する	25
（4）知的財産に関する基礎理解を増進する	27
（5）知的財産学を整備・発達させる	27

はじめに

< 知的財産に関する国家的取組 >

「知識経済」という新たな環境の下でイノベーションを生み出し、それらを経済活動の推進力としていくためには、知的創造活動を刺激・活性化し、その成果を知的財産として適切に保護し、それを有効に活用することが必要である。このような認識に基づき、平成14年2月に総理がその施政方針演説で知的財産戦略への取組を表明して以降、国家的な取組が積極的になされてきた。総合科学技術会議において、同年6月に、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより国の科学技術振興を図るという重要な国家戦略を取りまとめた。また、これを受けて、活力ある経済社会を実現するための国家像として、同年7月に知的財産戦略大綱が取りまとめられ、その中で「知的財産立国」を目指すこととした。

その後同年12月に「知的財産基本法」が公布され、平成15年6月及び平成16年5月に総合科学技術会議において知的財産戦略がとりまとめられ、それらをそれぞれ反映して、知的財産戦略本部において、平成15年7月に「推進計画」が、平成16年5月に「推進計画2004」が決定されている。

< 大学等の知的財産管理体制の整備 >

「知的財産立国」実現のためには、大学及び独立行政法人をはじめとする公的研究機関等（以下、「大学等」という。）において優れた知的財産が創出され、それが社会全体において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要がある。このような観点から、第2期科学技術基本計画において、大学等の研究成果である知的財産については、これまでの個人帰属から、機関帰属に速やかに移行し、機関一元管理を原則とした体制を整備すべきであるとされた。

これを受けて、大学等で生じた発明やマテリアル等の研究成果の機関一元管理が進められており（例；全国で187の国公立大学が機関帰属化の方針を決定済み）、大学等における知的財産の管理・活用体制の整備は着実に進められている（例；知的財産の管理活用体制整備済みの国公立大学等の数は現在119）。また、知的財産の範囲についても、発明のみならず、考案、意匠、商標、データベース、プログラム、デジタルコンテンツ、有体物（マテリアル）、その他の技術情報やノウハウ等、相当広範な範囲を対象とするようになってきている。

< 大学等に対する期待 >

このように、大学等の知的財産活動については、ここ数年間で権利取得のための体制整備が着実に進められ、大学等の知的財産の活用を通じた産学官連携を推進するための環境が整ってきた。

今後、大学等は、このような背景の中で、知的創造活動の担い手として、その研究活動を通じて独創的かつ革新的な研究成果を生み出し、それを積極的に社会に還元することがこれまで以上に期待されている。

また、大学等で生じた発明等の知的財産の多くは、産業化され社会還元されることが望まれていることから、「イノベーションの創出」をより重視し、効果的な産学官連携を図っていくことが必要である。

大学等における研究成果の社会還元的手段としては、これまで論文による公表が主であったが、上記のような観点から、特許等の形での権利化とその活用（技術移転等）にも積極的に取り組むことが求められている。

特許と論文は二者択一という性質のものではなく、また当然のことながら、全ての研究成果が特許化になじむものではない。大学等、個々の機関が自らの知的財産ポリシーを明確化し、各研究成果についてどのような活

用方法が最適かを迅速にかつ的確に判断することが望まれる。

大学は学術研究の推進及び優れた人材の育成を通じて社会に対して責任を負う存在であり、また、試験研究独立行政法人や国立試験研究機関は、国が掲げる政策目的の達成を使命としており、いずれも、技術開発によって利潤を追求する企業とはそのミッション等を異にする。産業界には、産学官連携・技術移転に積極的に取り組む大学等を適切に評価するとともに、大学等の属性、即ち企業とは異なる目的を有していることを尊重して、企業間の関係とは異なる新たな関係構築について理解、協力をすることが望まれる。

また、近年、地方分権の流れの中で、地域の特性を活かした特色ある地域社会が実現されつつある。そうした中で、地方自治体においても、大学等を地域の核として、関連研究機関、研究開発型企業との産学官連携によって、革新的な技術開発を実現するなど、知的財産に関する取組が本格化しつつある。今後、知的財産の創造拠点たる大学等は、地域産業等と連携することによって、新たな知的財産を生み出すことが期待される。

<今後の取組>

このような状況を踏まえると、今後、使いやすい制度の運用に心がけ、不断の運用改善を図るとともに、必要な場合には制度そのものを改善し、産学官の一層効果的な推進を図っていくことが必要であると考えられる。

また、全国各地で特色ある発明や創作が生み出され、国全体が知的財産を核として豊かになれるような取組を推進していく必要がある。

このような基本的考え方をもとに、総合科学技術会議は、科学技術の振興と発展の観点から、早急に取り組むべき課題として4点、すなわち

- ・ 大学等における知的財産権の積極的活用
- ・ 大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用
- ・ 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用
- ・ 知的財産関連人材の戦略的育成・確保

を取り上げ、本年 1 月 27 日、知的財産戦略専門調査会を再開し、計 6 回にわたって集中的な検討を行ってきた。

その検討結果を踏まえて、総合科学技術会議は、大学等における知的財産権の積極的活用のあり方等について、次のとおり提言する。総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部による推進計画に反映されることを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

<留意すべき事項>

なお、施策展開にあたっては、以下の点に留意すべきである。

経済のグローバル化、世界的な競争の激化・加速化といった環境の変化、及び研究者の流動化もボーダレスとなりつつあること等を踏まえ、真の国際競争力強化を目指すためには、大学等における知的財産の管理・活用方法についても、国際的に調和のとれたものとすべきである。

米国における 1980 年代の様々な改革及び知的財産権を重視するプロパテント政策への変化が米国産業の国際競争力を回復強化させ、長期に渡る経済成長の実現に貢献したことは事実であるが、その一方で近年米国内においても、大学が関与せざるを得ない訴訟事件が増え始め、大学等において知的財産権重視の姿勢に対する批判もあることから、新たな方策の導入にあたっては、知的財産のボーダレス化を踏まえ、先行事例を詳しく

調査・分析し、その示唆する点を踏まえなければならない。

大学等の取組のスタート時点でそれが必ず長期的に最適化された選択であるかどうかを判断することは一般には困難であるが、大学等が、その時点において最良の選択を行い、環境の変化に応じて臨機応変な対応を行った上で、自主性に基づき、自らの特長を生かした取組を推進できるよう、国は環境整備を行うべきである。

大学等も自律が求められ、また産業界のパートナーとして産学官連携を推進していくことに期待が寄せられているが、その一方で大学等の組織的な知的財産権活動がまだ緒についたばかりであることも併せて十分考慮し、大学等に具体的な取組を促す際には、参考となる資料や必要な情報を提供する等個々の課題に応じたきめの細かい対応を講ずるべきである。その際、個々の研究者の理解が十分に進められるよう情報提供の方法等についても工夫することが必要である。

大学側の体制が整備されてきていることを踏まえ、産業界も、大学等の研究成果を企業経営に活用する等、産学官連携に一層積極的に取り組むべきである。

< 具体的施策 >

1. 大学等における知的財産権の積極的活用

(基本的認識)

大学知的財産本部やTLO等、全体として大学等の機関一元管理を原則とした知的財産権取得管理体制の整備が進んできており、大学等において取り組むべき知的財産関連施策の具体化が進みつつある。また、プロジェクト研究や競争的資金等について、その間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理に充当できることが明確化されるなど、大学等の知的財産権取得管理活動に対する支援も充実してきている。

今後、大学等は、個々の機関が自らの知的財産ポリシーをより明確化し、各研究成果についてどのような活用方法が最適かを迅速にかつ的確に判断できるよう、その管理体制を確立することが望まれる。

また大学等は、優れた知的財産の創造や活用（技術移転等）に対しても積極的に取り組むことが求められているが、組織風土の違う大学や公的試験研究機関と産業界では、研究成果である知的財産に対する考え方、知的財産権の取り扱い、発明者への対価の考え方等も大きく異なる。

このような状況を踏まえ、以下の施策を講じることにより、大学等が自らの知的財産ポリシーの具体化を進めていく上で直面している課題に対して、その自主性に基づき自らの特長を生かした取組を推進できるように、必要な環境整備を行うとともに、必要な基本的考え方の提示や情報提供をしていく。

(1) 研究における特許発明の使用を円滑化する

平成17年度(2005年度)中に、大学等において自由な研究環境が確保されるように他者の特許発明の使用円滑化を図るため、国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインを作成し、研究コミュニティ全体に広く普及する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

上記)の国費原資の特許発明についてのライセンスに関するガイドラインの作成に関する検討に併せて、特に汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツールに係る特許に関して、特許発明の原資が国費であるかどうかにかかわらず、研究におけるライセンス等取扱いに係る諸問題についても幅広い観点から検討する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

平成17年度(2005年度)以降、大学等における試験研究で用いられる特許化された材料や手法等に係る特許権の特許法上の取り扱いについては、上記)のガイドラインの普及による効果、影響等を見守る一方で、国費原資ではない特許発明を含め、各国における対応、国際的な議論の動向等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 大学等と企業との橋渡し機能を拡充強化する

平成17年度(2005年度)以降、大学等発の知的財産をシーズとしてとらえ、企業のニーズとのマッチングにより企業における事業化を積極的に推進するため、大学等の知的財産本部あるいは知的財産管理・活用組織において、TLOに蓄積された技術移転に関する知見・ノウハウを最大限活用する体制を整備するとともに、大学等とTLOとのより一層の連携強化を図るよう促す。また、大学等やTLOにおいて特許流通アドバイザー等の専門家を活用したり、公設試験研究機関、民間事業者等の活用を図ること等により、大学等と企業との橋渡し機能を充実強化するよう促す。さらに、こうした活動の普及を図るために、これらに関する成功事例集を作成・公表する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

)平成17年度(2005年度)中に、大学等において、企業との共同研究を戦略的・組織的に展開できる体制を整備拡充する。

(文部科学省、関係府省)

)平成17年度(2005年度)以降、大学等において知的財産に係る契約や法務に関する問題への適切な対応を図るため、「弁護士知財ネット」等知的財産に詳しい弁護士の活用や、大学等において企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を確保するよう促す。

(文部科学省、関係府省)

(3) 大学知的財産本部・TLOの業務運用を柔軟化する

)平成17年度(2005年度)中に、大学知的財産本部やTLOについては、制度の運用の面で中小企業等への対応が必ずしも十分でないとの指摘もあることを踏まえ、産学連携の一層効果的な推進を図るよう、企業の実情に応じ契約内容や契約実務における運用をより柔軟に行うように促す。

(文部科学省、経済産業省)

)また、平成17年度(2005年度)中に、大学やTLOが行っている共同研究やライセンス等の技術移転実務について評価した結果を公表するとともに、大学や中小企業等の参考とするために、各大学がどのような事務体制を持ち、どのような契約交渉を行っているのか、それに対し企業側はどのような意見を持っているかという事例を、産業界から収集、分析し、それを取りまとめた事例集を作成・公表する。

(経済産業省)

)TLOの能力向上を図るため、優れた活動を行っているとして評価され

る T L O の要因分析を行い、平成 1 7 年度（2 0 0 5 年度）中にその結果を公表し、T L O にフィードバックすること等により、T L O の能力向上に向けた自主的な取組を促す。

（経済産業省）

）平成 1 7 年度（2 0 0 5 年度）以降、大学知的財産本部や T L O 等において迅速かつ柔軟な契約を実現するとともに、そのマッチング機能を高めるため、研究人材を技術移転スペシャリスト等として育成するとともに、技術移転に関わる実務実施者の能力向上への取組を支援する。

（文部科学省、経済産業省、関係府省）

（４）共有特許の不実施補償等契約の柔軟性を確保する

）大学等と企業の共同研究契約等に関しては、平成 1 6 年（2 0 0 4 年）4 月の国立大学法人化を契機に、一部の産業界からいわゆる不実施補償等契約の見直しの要請が強く出され、独占的实施権の設定についての補償を認めるという代替案も出されている。これについて、大学等及び産業界が、双方の理解を深めるよう、平成 1 7 年度（2 0 0 5 年度）中に、立場の違いを前提とした基本的考え方を整理し、個々の案件毎にどのような契約形態がありうるかについて、独占禁止法上の問題にも十分配慮しつつ大学等と産業界が議論を積み重ねていくための場を提供する。

（文部科学省、経済産業省、関係府省）

）平成 1 7 年度（2 0 0 5 年度）以降も、大学等が、企業との共同研究等を実施する場合の考え方、知的財産の取り扱いルールを明確化するとともに、契約書のひな形、運用マニュアル等を自ら整備し、必要に応じて外部に対して積極的に公表することを促す。また、平成 1 7 年度（2 0 0 5 年度）中に、大学等が企業との共同研究等を実施する場合の取り扱いルール等を作成するために必要となる留意事項、例えば大学の特性や企業側

における実施化促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について、独占禁止法上の問題にも十分配慮しつつ、各種方針、事例集等必要な情報を提供する。

(文部科学省、関係府省)

(5) 紛争処理対応の体制整備を支援する

) 大学等が関与する紛争処理への対応等、知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。大学等が、この問題についても適切に対応できるような体制整備を図るため、平成17年度(2005年度)以降、このような体制整備に対して支援を行う。

(文部科学省、関係府省)

) 平成17年度(2005年度)中に、大学等を対象として訴訟費用の負担軽減や損害賠償金の補填等を図るため、民間の知財保険の活性化などの具体的方策について検討を行い、必要に応じて制度の整備を行う。

(金融庁、文部科学省、経済産業省)

(6) 特許情報等へのアクセス機能を強化する

) 平成17年度(2005年度)中に、大学等における知的財産権の創造・活用基盤を整備するため、平成17年度(2005年度)からの論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの運用開始に向けて、データベース管理などの支援を行う。また、大学等の研究現場における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワークなどを通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようシステムの整備を行う。さらに、特許電子図書館(IPLD)の機能向上に努めるとともに、大学等において専用回線を介して特許電子図書館(IPLD)を利用可能とする。

(文部科学省、経済産業省)

）平成17年度（2005年度）以降、中小企業への支援と同様に、大学等を対象として、研究の絞り込みや無駄な出願の回避のため、大学等が行う先行技術調査やパテントマップの作成等を支援する。

（経済産業省）

）平成17年度（2005年度）中に、JSTが各地域に設置した特許化支援事務所において各大学等の研究者が行った発明に対する先行技術調査を行っていることを広く周知し、その活用を促す。

（文部科学省）

（7）研究者等の業務重複に伴う負担を軽減する

平成17年度（2005年度）中に、大学等において、例えば、知的財産権の活用等を通じた社会貢献に積極的な研究者がその活動を実施するのに十分な時間と労力をかけることができるよう、研究、教育、産学連携等のそれぞれの任務についてエフォート管理を導入するなどして、学内における適切な業務分担が行われるよう促す。

（文部科学省、経済産業省、関係府省）

（8）共同研究における学生等の位置付けを明確化する

産学の共同研究において、企業側は参画する学生やポスドクにも秘密保持義務を負わせるべきとの議論もあるが、雇用関係にない学生やポスドク等に大学等が秘密保持義務を課すことには限界がある。このことを考慮し、平成17年度（2005年度）以降、産業界に対しては、ポスドク等の人件費を適切に計上することを促すとともに、大学等に対して雇用関係を明確化するよう促す。

そのため、平成17年度（2005年度）以降、大学及び産業界が、学生の位置づけ等について双方の理解を深めるよう、立場の違いを前提とした基本的考え方を整理し、どのような秘密保持の契約形態があり得るかに

ついて、議論を深めるための場を提供する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

(9) 大学の技術移転等産学連携活動へのインセンティブを高める

大学の技術移転活動を促進する上では、各大学がその個性・特色に応じ、自主的に競争的資金や共同研究の間接経費等も活用しつつ、大学の特性を活かした体制整備を進めることが重要である。また、評価や資源配分において技術移転活動に積極的に取り組む大学を適切に取り扱うことが重要である。これらの点を踏まえて、平成 17 年度(2005 年度)以降、大学の評価や資源配分を行うにあたっては、技術移転活動等産学連携活動に対しても配慮する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

2. 「大学発ベンチャー」における知的財産権の円滑な活用

(基本的認識)

大学等で生じた研究成果を社会に有効に還元する方策の一つとして、大学等の研究者や学生等、あるいは第三者が、大学等の研究成果を活用して新たにベンチャー(以下、「大学発ベンチャー」という。この大学発ベンチャーは、あくまでも大学等から独立した企業体である。)を起業する形態がある。大学等から知的財産権のライセンスを受ける等により、その知的財産権をもとにして起業し、新事業を始める方策であり、我が国の産業競争力強化のためにもその活性化に高い期待が寄せられている。

大学発ベンチャーの活性化のためには、知的財産権が円滑に活用される必要があるが、そのため当面速やかに解決すべき課題としては、知的財産権を事業化につなげるための資金の調達、設備・人材等の確保及び利益相反マネジメントの適切な運用等が挙げられる。

このような状況を踏まえ、大学発ベンチャー起業に対して意欲的な大学等の研究者などやそれを支える大学等に対して、インセンティブを与えるため、以下の施策を講ずることとする。

(1) 利益相反の判断基準を明確化する

) 利益相反の問題については、利益相反マネジメントのポリシーが策定されていなかったり、ポリシーが運用面に十分反映されていないなど、個々の機関ごとにばらつきがある。また、実務レベルでは、明確な判断基準もなく、大学等が利益相反マネジメントの透明性を担保し、申請者が利益相反マネジメントを遵守していることを保証するシステムをとっていないケースが多いため、ベンチャーを立ち上げよう、投資をしようという者の意欲をかなり削いでいる。このような状態が続けば、大学発ベンチャー起業に対して熱心な研究者ほど、利益相反の問題で被害を受けるということで、大きな阻害要因になっているとの指摘もある。このような点等を踏まえ、平成17年度(2005年度)中に、各大学において、利益相

反マネジメントに関するガイドラインを整備するなどして可能な限り判断基準を明確にすることにより、利益相反マネジメントの透明性を高めるよう促す。

(文部科学省)

平成17年度(2005年度)中に、文部科学省で作成中の利益相反マネジメントについての事例研究の結果を周知するとともに、大学知財管理・技術移転協議会等において具体的な利益相反マネジメントのノウハウについて情報共有を図ることにより、各大学の利益相反マネジメント能力を高めるよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

(2) ライセンス対価としての株式取得容認を周知する

国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、国立大学法人が知的財産権のライセンスの対価としての株式の取得を認めるべきであると、平成16年(2004年)5月総合科学技術会議において提言したところであるが、これについては、平成17年(2005年)3月に一定のルールの下で可能となることが明確化された。平成17年度(2005年度)中に、株式取得時や売却時の留意事項など取扱の解説を作成し、大学等に積極的に周知することにより、早期定着を図る。

また、研究開発型独立行政法人においても同様の運用を可能とするよう平成17年度(2005年度)中に検討を行い、その結果に応じて措置を講ずる。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

大学等の研究者が株式等を保有するケースでは、個人情報取り扱いが問題となるケースが出てきている。このことを踏まえ、平成17年度(2005年度)中に、利益相反マネジメントの実施にあたっては、個人

情報の保護に十分留意するよう各大学の検討を促すとともに、参考のために、その取組の先進事例の事例集を作成する。

(文部科学省、関係府省)

) 利益相反や株式の問題に関する外部からの問い合わせ等に対し、研究者個人で対応しなければならない状況を作り出すことがないよう、平成17年度(2005年度)中に、大学等に対して、利益相反や法令遵守に関する大学等での情報管理、広報体制を整備するよう促す。

(文部科学省、関係府省)

(3) ベンチャー起業に関する教育を支援する

平成17年度(2005年度)中に、大学等の自主的な判断により、大学等の研究者や学生等を対象として、ベンチャーを起業することの意義、効果、課題等について理解を与えるための教育ができるよう支援する。

(文部科学省、関係府省)

(4) ベンチャー支援制度を整備する

独立行政法人産業技術総合研究所では、ベンチャー支援制度を整備し、ライセンス条件の優遇や研究施設・設備等の使用等の優遇措置をとっている。平成17年度(2005年度)中に、他の大学等でも、それぞれのポリシーを考慮しつつ、このような制度の導入について検討するよう促す。

(文部科学省、関係府省)

(5) 特許制度の改善を図る

バイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験やデータの拡充等が必要なことが多いこと等を踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先権主張期間(現行1年)の延長、外国語出願の翻訳文提出期間(現行2ヶ月)の延長等について、平成17年度(2005年

度)以降、幅広い観点から検討し、必要に応じ法改正等制度の整備を行う。
また、拒絶理由通知の応答期間(現行60日)の延長などについて、利用者の利便性向上等の観点から制度を整備する。

(経済産業省)

(6) 遺伝子治療・再生医療の特許制度を整備する

近年、遺伝子治療や再生医療の分野においては技術の革新に目覚ましいものがあることから、平成17年度(2005年度)から当該分野における革新的な最先端の技術やその動向について調査するとともに、将来の課題としてこうした技術の進歩に対して特許制度がどうあるべきかについて検討を行い、必要に応じ制度を整備する。

(経済産業省)

3. 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用

(基本的認識)

近年、地方分権の流れの中で、地域の特性をいかした特色ある地域社会が実現されつつある。そうした中で、地方自治体においても、知的創造の拠点たる大学等を地域の核として、関連研究機関、研究開発型企业との産学官連携によって、革新的な技術開発を実現するなど、知的財産に関する取組が本格化しつつある。また、そこで生まれる人的ネットワークを基盤とし、技術情報、経営情報などの経営資源を関係者間で共有することを通じて、地域クラスターを形成し、地域特有の新規事業を開拓するという動きもみられる。政府は、今後とも引き続き、全国各地において特色ある発明や創作が生み出され、国全体が知的財産を核として豊かになれるよう、こうした取組を推進していく必要がある。(「推進計画2004」より)

特に、地域の自然資源を活かした産業や伝統産業、地場産業等は、特色ある地域作りを担ってきた存在であり、今後ともその発展が期待されている。しかしながら、このような産業においては、自らの所有する資源や技術、ノウハウ等を知的財産としてとらえていないため、その十分な活用がなされていないのが現状である。

大学等は、知的財産の創造拠点として資源、技術、ノウハウ等の本質を見極める能力を有していることから、地域産業と連携することによって新たな知的財産が生み出されることが期待される。

このような状況を踏まえ、以下の施策を展開することによって、地域の大学等と産業の連携による自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用に対して積極的に支援していく。

(1) 地域の特色ある知的財産の創造及び活用を支援する

自然資源(海洋生物、山間植物等)の中には、有効成分や有用な遺伝子を含むものも多くある。平成17年度(2005年度)中に、地

域の大学等及び企業に対して、産学官連携によって、こうした自然資源に含まれる有効成分や遺伝子等を利用した研究開発により、その成果について知的財産権として適切な権利取得を行って、この知的財産権を活用した新事業、新製品の開発に積極的に取り組むよう促すとともに、そのような研究開発活動に対して積極的に支援する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

)平成17年度(2005年度)中に、地域産業の付加価値を向上させるための研究開発から生じる知的財産について、地域中小企業等が適切に権利取得し、活用するための支援を強化する。

(経済産業省、関係府省)

(2) コンテンツを活用した知的財産の創造及び活用を支援する

)平成17年度(2005年度)以降、大学等及び企業に対して、例えば、コンテンツをモノ、特に地域の特色ある工芸品等に埋め込み、これらのモノに楽しさ、いやし、などを演出するといった融合される新しいコンテンツづくり、モノづくりに積極的に取り組むよう促す。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

)その際、できあがったコンテンツとモノが融合した製品について、知的財産としての適切な保護の方策について検討する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

)平成17年度(2005年度)以降、新しいコンテンツづくりを担う人材の育成を行うべく、学際的な教育体制が促進されるとともに、知的財産の専門家養成においても、新しいコンテンツを保護する知的財産権について理解が促進されるような方策を検討する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 新たに生じた知的財産の適切な保護のあり方を検討する

地域の大学等と企業との連携によって新たに生じた知的財産について、平成17年度(2005年度)以降、十全な保護がなされているかを調査・分析し、諸外国の保護の状況等を踏まえた保護のあり方について検討を進める。

(文部科学省、経済産業省)

(4) 大学と地方公共団体との連携を強化する

平成17年度(2005年度)中に、大学と地方公共団体による十分な連携が図られているとは言い難いという指摘があることを踏まえ、地域科学技術の発展のために、地域との連携を大学の方針の一つとして掲げている大学に対して、その知的財産本部の体制を強化し、地方公共団体との連携を密にするなどにより、地域において効果的に知的財産戦略を推進していくよう奨励する。

(文部科学省、関係府省)

(5) 大学等や地域で生まれたシーズに係わる知的財産権を強化する

平成17年度(2005年度)中に大学等や地域で生まれたシーズに係る知的財産権をより強い権利とするための追加研究等の支援を充実させることを検討する。

(文部科学省、関係府省)

(6) 地域の公設試験研究機関を積極的に活用する

大学等発の知的財産は、実用化まで時間がかかる等、そのままの形で地域中小企業が活用することが困難である場合があるため、直ちに利用可能とならない場合も多い。このことを踏まえ、平成17年度(2005年度)中に、地方公共団体あるいは公設試験研究機関が大学等発の知的財

産権に係る研究成果について地域中小企業に使いやすいように応用開発することに積極的に取り組むよう奨励するとともに、地域における体制整備や連携強化に対する支援を強化する。

(関係府省)

)平成17年度(2005年度)以降、地方公共団体所属の研究機関等が、相互に連携をとって、有効な知的財産の創出及び活用に取り組むよう奨励するとともに、地方公共団体が主体となって地域における知的財産の創造及び活用に取り組むよう、積極的に支援する。

(関係府省)

)地域研究開発促進拠点支援事業(RSP)等各種施策を通じて地域の拠点に大学等における研究シーズが蓄積されてきている。平成17年度(2005年度)以降、地方公共団体において、産学連携コーディネータや特許流通アドバイザー等の専門家を活用し、この地域拠点に蓄積された研究シーズ及びコーディネートのノウハウを生かし、より地域のニーズにマッチした知的財産の創造及び活用に取り組むよう奨励する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

(7) 知的財産を活用して地域を超えた産学連携を推進する

)大学等と地域企業との間で円滑な産学連携が進められ、特色ある知的財産の創造・活用が図られるためには、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの果たすべき役割は極めて重要である点を踏まえ、平成17年度(2005年度)中に、地方公共団体に対して、このような専門家の確保や育成に積極的に取り組むよう奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

)地域の大学等や企業が保有している知的財産について、その情報が

大都市やその他の地域の企業に知られないまま埋もれてしまうケースが存在する。このような状況を踏まえ、平成17年度（2005年度）中に、地域の知的財産に関する情報への簡便なアクセス方法を検討する。

（文部科学省、経済産業省）

4. 知的財産関連人材の戦略的育成・確保

(基本的認識)

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家を質量ともにさらに充実させることが不可欠であり、その育成のための取組が急務であるとされている。

知的財産の創造、保護、活用といった知的創造サイクルの各段階では、知的財産人材として、弁理士、弁護士のほか、大学、企業等の各機関においてもそれぞれの役割に応じた多種多様な人材が求められており、そのような多種多様な人材をより多く確保・育成していく必要がある。

また、知的財産の重要性が高まり、知的財産の関連する業務が拡大するにつれて、知的財産の知識や実務的な能力は、研究・開発・製造のみならず、経営・企画・営業の分野においても求められるようになり、知的財産を軸として複数分野に精通する能力を有する人材がますます必要となっている。

このため、知的財産創造支援、権利化、ライセンスング、ベンチャー育成等、知的創造サイクルの各段階に則した実践的な実務家を育成し、企業や大学等で積極的に活用するとともに、こうしたそれぞれの専門家の知見の範囲を拡大すべく、総合的な視点からの知的財産人材の育成に取り組むことが重要と考えられる。

加えて、一般的な児童・生徒、学生、社会人それぞれに対して知的財産に関するきめの細かい教育を行って国民の知的財産に対する理解を深めていくことも必要と考えられる。

このような観点から、以下の施策を講ずることにより、知的財産に関する多種多様な人材の充実を図り、企業及び大学等において積極的に活用する。

(1) 体系的な知的財産人材育成総合戦略を推進する

平成17年度(2005年度)以降、知的財産関連人材を質量共にさらに充実させるため、以下のような点を含む知的財産人材育成総合戦略を策定し、「高度かつ学際的な知的財産専門人材の養成」、「実践的な実務家の養成及び活用」、「基礎理解の推進及び普及啓発」等を具体的に推進する。そのための工程表として、10年間のロードマップを作成し、毎年度その評価を行う。

適切な目標の明確化

各知的財産関連人材分野に関する現状とニーズを質及び量の側面から調査し、求められる人材としての適切な目標を明確化する。

知的財産関連人材スキルの明確化

企業や大学等における各知的財産関連人材分野に対して求められている質に関し、その内容を分野およびレベル毎に調査し、知的財産関連人材に求められるスキル(知識、技能等)を明確化する。

育成手段の明確化

各知的財産関連人材分野に求められるスキルを身につけるための人材育成手段およびその仕組みを明確化する。

(知的財産戦略本部、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 高度かつ学際的な知的財産専門人材を養成する

)平成17年度(2005年度)以降、知的財産に強い法曹(弁護士、裁判官等)を積極的に育成するため、技術系人材を含め知的財産に造詣が深い人材など、多様な人材がインセンティブを感じられるような多面的対策を検討する。

(法務省、文部科学省、関係府省)

)知的財産関連の紛争を未然に防止し、発生した場合に迅速に処理するためには、法律と技術の両方をわかる人材を弁護士として比較的短期間に相当数育成することが求められる。このような高度な知的財産専門人材

育成のため、平成17年度（2005年度）中にポスドクを含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブについて検討し、必要な措置を講ずる。

（文部科学省）

）弁理士については、先端技術に関する知見を有する人材、優れた明細書を作成できる人材、国際出願からライセンス交渉や国際紛争まで対応できる人材、経営や会計などビジネスに精通した人材等が求められていることから、平成17年度（2005年度）以降、新人弁理士を対象とする基礎的な研修から国際知的財産制度や実例による研修まで、幅広い観点から研修の充実を図る。

（経済産業省）

）優れた発明等を強い知的財産権として育成させる専門人材として、知的財産を中心にしたビジネスの構築・支援までも含めた高度な専門性や国際性を備えた知的財産専門人材を多数育成する必要がある。理系のみならず法律や経済等文系の人材も、知的財産専門職大学院や大学院におけるMOTプログラムに進むインセンティブを与えるため、平成17年度（2005年度）以降、産業財産権に関する修士課程修了者等に対する弁理士試験の一部科目免除について検討する。

（文部科学省、経済産業省、関係府省）

（3）実践的な実務家を確保・育成する

）平成17年度（2005年度）中に、大学等における契約や法務に関する問題について適切に対応すべく、大学職員等に対する知的財産に関する研修を行うと共に、大学等において企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を確保するよう促す。また企業の知的財産担当者が大学等において契約や法務についても適切なアドバイスができるように、平成17年度（2005年度）中に、大学において、e-ラーニングを積極的に活用すること等により、スキルアップを図るための社会人教育を進め

るよう促す。

(文部科学省)

)平成17年度(2005年度)中に、大学等において、日常レベルで利益相反の判断を下せる、また、グレーゾーンについても相当に明確な判断基準を持って指導をしていけるような実務家を育成すべく、平成17年度(2005年度)中に、大学において学内実務者向けの研修を進めるよう促す。

(文部科学省)

)平成17年度(2005年度)以降、大学等や企業の先行技術調査実務能力向上を図るため、大学等や企業の知的財産担当者を対象とした先行技術調査に関する研修を充実させる。

(経済産業省)

)先行技術文献の調査・分析に従事する者については、国内だけでなく海外の先行技術文献についても対応できる高度な人材が求められていることを踏まえ、平成17年度(2005年度)も引き続き、このような調査業務実施者等に対して、特許庁の特許審査官の検索ノウハウを積極的に提供する。

(経済産業省)

)平成17年度(2005年度)中に、法科大学院だけでなく、経済学部を始め学部段階においても、知的財産の専門家を育成するプログラムを検討するよう促す。

(文部科学省)

)平成17年度(2005年度)以降、若手研究人材に対してTLO、知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修を通じて知的財産を事業化に結びつけるための能力開発を行う取組を支援する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

) 平成17年度(2005年度)以降、政府における知的財産の権利及び活用に関する人材に対し、研修や人事交流を通じて、専門性や実務能力を向上させる。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

) その他の行政職員に対しても、知的財産意識を高めるための知的財産研修を行うなど、普及啓発を充実させる。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 知的財産に関する基礎理解を増進する

) 平成17年度(2005年度)中に、大学に対して、理科系等の学部あるいは大学院の段階で、知的財産の基礎について学ぶ機会をつくることなどを促すとともに、研究活動において知的財産がどう関連してくるかということを学習する機会を大学の中に採り入れるよう促す。

(文部科学省)

) 平成17年度(2005年度)も引き続き、初等中等教育において、知的財産を尊重するという考え方や創造性を高めることについて、児童生徒に身近な教材を用いるなどして、その発達段階に応じ、必要な教育を推進する。

(文部科学省)

(5) 知的財産学を整備・発達させる

平成17年度(2005年度)中に、情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、コンテンツ、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、知的財産学として、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進する。

(文部科学省、経済産業省)

知的財産戦略専門調査会名簿

(議員)

会長	阿部 博之	総合科学技術会議議員
	薬師寺泰蔵	同
	岸本 忠三	同
	柘植 綾夫	同
	黒田 玲子	同
	松本 和子	同
	吉野 浩行	同
	黒川 清	同

(専門委員)

秋元 浩	武田薬品工業株式会社常務取締役知的財産部長
荒井 寿光	内閣官房知的財産戦略推進事務局長
飯田 昭夫	弁理士
稲蔭 正彦	慶應義塾大学環境情報学部教授、 メディア・スタジオ株式会社代表取締役
井上由里子	神戸大学大学院法学研究科教授
澤井 敬史	N T Tアトバンテクノロジー株式会社知的財産事業本部長
竹岡八重子	弁護士 センチュリー法律事務所
野間口 有	三菱電機株式会社執行役社長
原山 優子	東北大学大学院工学研究科教授
平田 正	協和発酵工業株式会社代表取締役会長
本田 圭子	株式会社東京大学TLO取締役
松重 和美	京都大学副学長(産学官連携・知財担当)
三原 秀子	株式会社帝人知的財産センター代表取締役社長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授、 アンジェスエムジー株式会社取締役
横山 浩	(独)産業技術総合研究所ナノテクノロジー研究部門長
渡部 俊也	東京大学先端科学技術研究センター教授、 日本知財学会事務局長